

(1) 留学生の判定について

前半期授業料については5月1日時点、後半期授業料については11月1日時点で「留学」の在留資格を持つ者を留学生と判定します。

(2) 据え置対象の在学生について

- ・ 留学生・日本人学生ともに2027年3月時点の在学生を対象とします。
- ・ 本学における在籍の連続性を保ったまま進学・入学した場合に適用するため、2027年3月時点に在学していても、一度卒業・修了・除籍等により本学の籍を離れ、その後入学した場合は、授業料の据え置き対象外です。